

大分西部地域森林計画変更計画書 (案)

(大分西部森林計画区)

計画期間

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 15年 3月 31日

変更始期 令和 7年 4月 1日

大 分 県

【変更事項及び理由】

1. 変更事項

以下の事項について変更する。変更事項以外については、従前の計画書のとおりとする。

はじめに

第1章 大分県が目指す森林づくりの姿

第7章 計画量等

2 本計画の計画量等

(4) 林道整備計画

2. 変更理由

「次世代の大分森林づくりビジョン」の内容を含んだ上位計画である「大分県農林水産業振興計画」が策定されたため。

はじめに

森林は、国土の保全、水源の涵（かん）養、地球温暖化防止等の公益的機能の発揮を通じて我々が安全で安心して暮らせる社会の実現に深く結びついている。これと同時に、森林は、木材等の林産物の供給源として、また、それを担う産業である林業の生産活動の場として、地域の経済活動と深く結びついている。これらの公益的機能及び木材等生産機能一両者をあわせて多面的機能一は、森林生態系に基礎を置くものであり、ひとたび森林が荒廃すれば、我々の生活に大きな影響を及ぼすことになる。このため、長期的な視点で森林を維持・育成していく観点から、森林・林業基本法及び森林法に基づく森林計画制度において、森林・林業に関する政策の方向や目標、森林施業の指針等を定めることとされている。

この計画は森林法第5条の規程に基づき、大分西部計画区に係る民有林について、全国森林計画（令和6年4月1日～令和21年3月31日）で示された基準及び目標に即し、地域の森林資源の状況や自然的、社会的及び経済的条件を考慮しつつ、「大分県農林水産業振興計画」の内容を盛り込み、森林の整備及び保全の目標、森林施業の指針、森林の土地の保全等に関する事例を明らかにするとともに、計画期間内における森林の伐採、造林、林道の開設、保安施設等に関する計画を定めるものである。

その期間は、令和5年4月1日～令和15年3月31日までの10年間とする。

第1章 大分県が目指す森林づくりの姿

1 大分県農林水産業振興計画

2024年（令和6年）、大分県は、将来にわたって森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるため、本県のあるべき森林の姿を明らかにするとともに、その実現に向けた具体的な施策を示した「大分県農林水産業振興計画」を策定した。

この計画では、「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の確立による林業・木材産業の持続的な発展及び森林の公益的機能の適切な発揮を図るため、木材生産を効率的に行えるかを判断した上で、木材等生産機能を重視する森林を「生産林」、公益的機能を重視する森林を「環境林」に区分し、目的に応じた森林へ誘導することとしている。

(1) 「生産林」と「環境林」の区分

ア 生産林(木材等生産機能を重視する森林)

林木の生育に適した土壌を有し、人工林を主体に構成され成長量が高い森林がまとまっており、緩・中傾斜を中心に林道等の基盤施設が適切に整備されているなど、木材等生産機能を重視する森林であり、代表的な目標林型として、スギ・ヒノキ・クヌギ等の育成単層林、針葉樹による育成複層林がある。

目的樹種の高い成長が期待できる林地（適地適木）、緩・中傾斜地（30°以下）が大半を占める林地、木材資源として団地的なまとまりがある林地、林内路網が整備された林地又は整備可能な林地などを生産林としての判断基準とする。



イ 環境林(公益的機能を重視する森林)

下層植生が繁茂し、林冠や根系が発達し広葉樹等の多様な樹木等で構成されている森林で、落葉などの有機物が豊富に供給され、土壤保持力や保水能力、生物多様性に優れるなど公益的機能を重視する森林であり、代表的な目標林型としては、広葉樹等による天然生林、針葉樹・広葉樹による育成複層林がある。

公益的機能の発揮がより望まれる林地（自然公園特別保護地区等、河畔林・溪畔林等）、経済性を考慮した場合に木材等の生産に適さない林地（尾根、急傾斜地、痩せ地等）などを環境林としての判断基準とする。



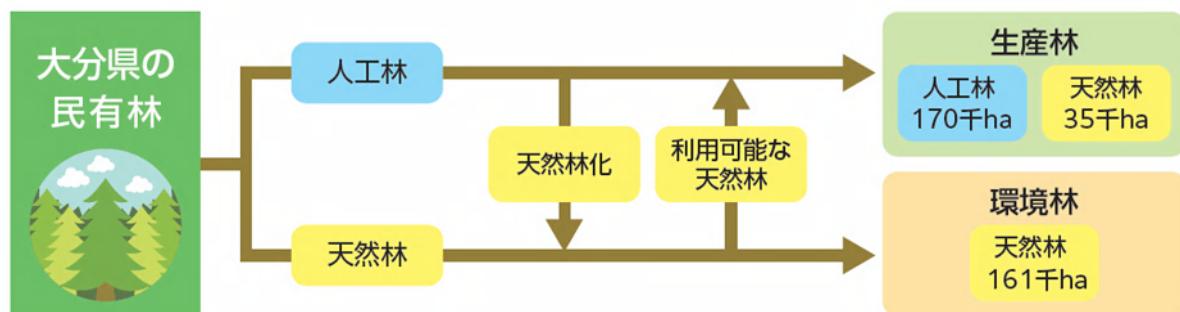
(2) 目指す森林のイメージ

「生産林」と「環境林」に区分した目指す森林の姿のイメージは次のとおりである。



(3) 「生産林」と「環境林」の誘導目標

人工林のうち生産林に適さない人工林の約2割を天然林化し、環境林に誘導する。天然林で、厳正に保護すべきものを除き、しいたけ原木やチップ等に活用できる場合は、生産林として育成・管理する。



2 計画樹立に当たっての基本的考え方

(1) 生産林

生産林では、木材等の林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種・径級の林木の生育のための適切な造林・保育及び間伐等を推進とともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

特にスギ・ヒノキの人工林は、本格的な利用が可能となる10齢級以上の森林が約6割に達することから、公益的機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう、間伐等の適切な実施や疎植等による適確な更新、長伐期化等を計画的に推進することとする。

また、しいたけ原木の安定的供給を確保するため、天然林においてもクヌギ等からなる育成单層林への誘導や、それを維持する施業を積極的に推進することとする。

今後、木材等の生産を目的として森林を管理する場合、成長量だけでなく採算性も考慮し、作業効率の良い緩・中傾斜地(0~30°)を中心に施業を集約化し、通年利用できる路網の整備や車両系高性

能林業機械による作業システムを考慮した路網の配置など施業の省力化を可能とする森林づくりを推進することとする。また、中急傾斜地(15° ~)については、成長が良好で基幹路網が整備されている林分を中心として架線収財の導入も推進することとする。

なお、路網整備に当たっては、地域の地質や気象条件などに留意した壊れにくい道づくりを推進する。

(2) 環境林

「環境林」は、その森林の持つ公益的機能の目的に応じ、次のとおりに取り扱うことを基本とする。具体的な施業はその目的に応じて様々であることから、関係機関等との協議を図るなど事前に十分に検討する。

- ①自然公園の特別保護地区など天然林の保全を目的とした森林は、人為による施業を極力排除する。
- ②景勝地などの文化的財産や優れた景観の保全を目的とした森林は、必要最低限の人為による施業を実施する。
- ③森林公園などの様々なレクリエーションを目的とした森林は、人と森林とのふれあいの場として適切な管理を実施する。
- ④その他の環境林は、必要に応じて天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

(3) 災害に強い森林づくり

近年、記録的な豪雨等の多発により自然災害が激甚化していることから、森林の持つ公益機能を高めることで林地崩壊の防止、流木被害軽減、風倒木被害の軽減を図ることとする。具体的には人工林において早めの間伐を行うことで下層植生や樹冠の発達を促すとともに、強度間伐や帯状伐採等により「尾根部の広葉樹林化」、「急傾斜地の針広混交林化」、「河川や溪流沿いの広葉樹林化」を進めなど、生産林、環境林とも災害に強い森林づくりを推進していくこととする。